

京都市告示第 53 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成19年5月22日

京都市長 梶 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成19年5月29日（火）、30日（水）及び  
31日（木）

（歴史資料館）